

社会福祉法人 行風会 大原ホーム老人短期入所施設

指定介護予防短期入所生活介護運営規程

(事業の目的)

第1条 利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

(運営方針)

- 第2条 和やかで明るい施設運営を心がけると共に、食中毒、施設内感染、転倒事故及び防災など基本的事項の徹底を図る。
- 2 利用者の心身機能の改善、環境調整等を通じて、利用者の自立を支援し、生活の質の向上に資するサービス提供を行う。
 - 3 介護予防短期入所生活介護計画に基づき、利用者の意欲を高めるような適切な働きかけと、利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行う。
 - 4 事業所の従事者は事業の提供に当たっては、親切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
 - 5 事業者は事業の提供にあたっては、利用者本人や他の利用者等の生命又は身体を保護する為緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。
 - 6 事業者は自らその提供する事業の質の評価を行い、常にその改善を図る。

(事業所の名称等)

第3条 名称及び所在地は次の通りとする。

- (1) 名称 社会福祉法人 行風会 大原ホーム 老人短期入所施設
- (2) 所在地 京都市左京区大原戸寺町380番地
- (3) 営業日及び営業時間 年中無休、24時間
- (4) 受付時間 9:00～17:00

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 社会福祉法人 行風会 大原ホーム 介護予防老人短期入所施設及び老人短期入所施設における短期入所生活介護に従事する職員の職種、員数及び職務内容は次の通りとする（特別養護老人ホームと兼務）。

- 一 管理者 1名以上

施設の職員の管理及び業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行

う。

- 二 医師 1名以上
利用者の健康管理を行うとともに必要に応じ利用者の診療を行う。
- 三 生活相談員 1名以上
利用者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう施設内のサービスの調整、他機関との連携において必要な役割を果たす。
- 四 看護職員 常勤換算方法で1名以上(常勤の者を常時1人以上配置する。)
健康チェック等を行うことにより利用者の健康状態を的確に把握するとともに利用者がサービスを利用するために必要な処置を行う。
- 五 介護職員 常勤換算方法で3名以上(常勤の者を常時1人以上配置する。)
施設サービスの提供にあたり利用者の心身の状況等を的確に把握し、利用者に対して適切な介護を行う。
- 六 管理栄養士 1名以上(特別養護老人ホームと兼務)
栄養並びに利用者の身体の状態及び嗜好並びに適時適温を考慮した食事の提供が行えるよう必要な役割を果たす。
- 七 機能訓練指導員 1名以上(看護職員が兼務)
機能訓練指導員は、機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う。

(利用定員)

第5条 一日に介護予防短期入所生活介護及び短期入所生活介護のサービスを提供する定員は10名とする。

(事業の内容)

第6条 事業内容は介護予防短期入所生活介護計画に基づいたサービス内容とする。

(通常の事業の実施範囲)

第7条 原則として京都市左京区、北区、上京区、中京区、右京区、東山区とする。

(通常の送迎の実施地域)

第8条 通常の送迎の実施地域は、京都市左京区、北区、上京区、中京区、右京区、東山区とする。

(利用料等)

第9条 サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生大臣の定める基準によるものとし、

当該指定介護予防短期入所生活介護が法定代理受領サービスであるときは本人負担分の額とする。ただし、法定代理受領分以外の場合は介護予防報酬額の相当額を徴収する。

2 以下の利用者の希望する日常生活費用については、その利用量、利用回数に応じ実費を徴収する。

(1) 食費（利用者の希望によるものは実費）

朝食:500円 昼食:700円 夕食:700円（所得により減額の制度があります。）

(2) 滞在費

多床室 915円／一日（所得により減額の制度があります。）

個室 1,231円／一日（所得により減額の制度があります。）

(3) その他、上記を除く介護予防短期入所生活介護の利用において個人が準備すべきものや個人の希望による日常生活において必要な物品についても実費徴収する。

3 費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

4 その他の費用の徴収が必要となった場合は、その都度協議して利用者等に説明をし同意を得たものに限り徴収する。

5 その他利用料について支払が困難な状況が発生した場合は、管理者と協議の上、減額または免除することができる。

6 利用予定期間の前に、利用者の都合により、短期入所生活介護サービスの利用を中止または変更、もしくは新たなサービスを追加することができる。この場合は実施日の前日受付時間までに事業所へ申し出をする。

7 利用予定日の前日受付時間までに申し出がなく、直前になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金を徴収する。但し、利用者の体調不良等正当な事由がある場合はこの限りではない。

(1) 利用予定日の前日受付時間までに申し出があった場合・・・無料

(2) 利用予定日の前日受付時間までに申し出がなかった場合・・・期間の自己負担相当額

(サービス利用上の留意事項)

第10条 介護予防短期入所生活介護の提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている状況並びに家族等介護者の状況を十分に把握し、個別に介護予防短期入所生活介護計画を作成する。利用者及びその家族はそれに必要な情報を提供しなければならない。

2 サービス利用者は、他の利用者に迷惑となるような行為をしてはならない。又、介護職員の指示に従うものとする。

(非常災害対策)

第 11 条 非常災害対策については消防法第 3 条に規定する消防計画及び、風災害、地震等の災害に対処する計画に則り、又、消防法第 8 条に規定する防火管理者を設置して万全を期す。これらの、非常災害用設備の点検、自主検査、消防避難訓練等については、社会福祉法人 行風会 消防計画に基づいて行う。

- 2 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設ける。
- 3 火災の発生、地震及びその他の災害が発生した場合は、被害を最少限度にとどめる為、自衛消防隊の編成に、任務の遂行にあたるものとする。
- 4 非常災害に備えるため、年 2 回以上避難、救出その他必要な訓練を行なう。

(緊急時における対応方法)

第 12 条 介護予防短期入所生活介護の提供中に利用者の心身の状況に異変その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医あるいは協力医療機関に連絡し、適切な措置を講ずる。

(身体拘束の制限)

第 13 条 利用者に対する施設サービスの提供に当たって、利用者の身体的な拘束、その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならない。ただし、当該利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するために、身体拘束委員会において緊急やむを得ないと判断し、利用者等に同意を得た場合は、この限りではない。

(秘密保持等)

第 14 条 職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 職員であったものが、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じる。
- 3 サービス提供に関して事業者等に対し、利用者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により利用者・家族の同意を得る。

(苦情処理)

第 15 条 提供したサービスに関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講ずる。

- 2 提供したサービスに関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め若しくは依頼または市町村の職員からの質問もしくは照会に応じ、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行う。
- 3 提供した施設サービスに関する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導または助言を受けた場合においては、当該指導または助言に従って必要な改善を行う。

(地域等との連携)

第 16 条 施設の運営に当たっては、地域住民やその自発的な活動等との連携及び協力を行うなど地域との交流に努める。

(事故発生時の対応)

第 17 条 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者家族及び関係機関等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。また、賠償すべき事故が発生した場合は、できる限り速やかに損害賠償を行う。

- 2 事故が発生した場合の対応、報告の方法等が記載された、事故発生の防止のための指針を整備する。
- 3 事故が発生した時又はそれに至る危険性がある事態が生じた時に、当該事故が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する。
- 4 事故発生防止のための委員会及び介護職員その他の従業者に対する研修を、定期的に行う。

(感染症対策体制の徹底)

第 18 条 感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための感染対策委員会を、1 ヶ月に 1 回、定期的を開催する。その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。

- 2 感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- 3 介護職員その他の従業者に対し、感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施する。

(記録の整備)

第 19 条 施設は、職員、設備及び会計に関する諸記録の整備を行う。また、施設サービスの提供に関する記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存するものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第 20 条 介護予防短期入所生活介護の提供に当たる職員は、社会的認識を充分認識し、職員の質的向上を図るため、研究、研修の機会を設け、また、業務体制を整備する。

- 2 介護予防短期入所生活介護の提供に当たる管理者及び従事者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備または飲料水について衛生上必要な措置を講じ、医薬品及び医療器具の管理を適正に行う。また、感染症に対する知識の習得に努める。
- 3 この規定に定める事項の他、運営に関する重要事項は、社会福祉法人 行風会が定める。

(付則)

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

平成 20 年 4 月 1 日	一部変更
平成 21 年 4 月 1 日	一部変更
平成 22 年 4 月 1 日	一部変更
平成 23 年 5 月 1 日	一部変更
平成 24 年 4 月 1 日	一部変更
平成 24 年 7 月 1 日	一部変更
平成 25 年 4 月 1 日	一部変更
平成 26 年 4 月 1 日	一部変更
平成 26 年 5 月 1 日	一部変更
平成 27 年 4 月 1 日	一部変更
平成 27 年 8 月 1 日	一部変更
平成 28 年 4 月 1 日	一部変更
平成 28 年 8 月 1 日	一部変更
平成 29 年 4 月 1 日	一部変更
平成 30 年 4 月 1 日	一部変更
令和元年 10 月 1 日	一部変更
令和 2 年 10 月 1 日	一部変更
令和 5 年 6 月 1 日	一部変更